

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日A所在のB会社に入社し、営業推進部営業推進課等の複数の部署を経て、平成〇年〇月〇日からは、C県D市所在のE会社に出向し、社員研修のための研修ツールの作成等の業務に従事していた。

請求人によると、平成〇年に既婚者の上司と二人で飲みに出かけた翌日から「中絶した」とのデマが社内で流されたことがあり、さらに、平成〇年〇月頃、仕事中にバックの中に入れておいた自宅マンションの鍵がなくなっていることに気づき、上司に相談したところ、「知らない」、「警察に盗難届を出さないように」と言われたことが一番のストレスとなったとしている。

請求人は、平成〇年〇月〇日に産業医であるF診療所に受診して「不安障害」と診断されたほか、その後、数多くの医療機関に受診し、「遷延性抑うつ反応」、「うつ状態」、「統合失調症」、「妄想傾向」などと診断された。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日をもって休職期間満了により退職した。

請求人は、業務による心理的負荷により精神障害が発病したとして、監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会(以下「専門部会」という。)は、「請求人の精神障害に係る業務起因性の医学的見解」において、平成〇年に中絶したとのうわさを流されたと請求人が言い出すなど被害妄想の症状が既に出現していたとして、傷病名は、ICD-10診断ガイドラインの「F20.2 妄想型統合失調症」(以下「本件疾病」という。)であり、発病時期は平成〇年頃であると判断している。また、請求人が受診したG医院ほか複数の医療機関は、「統合失調症」であると診断しているが、その発病時期については必ずしも明確ではない。この点、請求人は療養補償給付請求書に発病時期をHクリニックに受診した平成〇年〇月〇日と記入しているが、当審査会としては、専門部会が指摘しているように、平成〇年頃には本件疾病の特徴的な症状である被害妄想的な発言が認められており、また、その後も同様の発言が認められることに鑑みると、専門部会の意見は妥当であり、平成〇年頃に本件疾病を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26

日基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 請求人は、本件疾病の発病をもたらした業務における主な出来事として、「平成〇年に社内で請求人が中絶したことがあるというデマをながされたこと」、「平成〇年〇月に自宅マンションの鍵が出勤前にはあったのに退社するとき無くなっていたこと」を挙げている。

ア 「中絶したことがあるというデマを流された」との出来事について、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「デマが分かったきっかけは、隣の部署で働いていたIと二人で飲みに行った翌日であった。」と述べている。

Iは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「同じフロアに居た請求人とは仕事上のつながりはなかったが、同じフロアの社員とみんなで飲みに行ったことはあるものの、請求人と二人で飲みに行ったことは無い。」と述べており、また、上司であったJは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「中絶のうわさを社内で聞いたことはない。」と述べている。この点、請求人自身も、上記聴取書において、要旨、「I及び同人の妻に確認したところ、直接中絶のデマを聞いたことが無いと言われた。」と述べている。

以上の会社関係者及び請求人の申述から、当該出来事については、その事実を確認することはできないものであり、業務により心理的負荷を生じさせる出来事として、評価の対象とすることはできないものと判断する。

- イ 「鍵が無くなった」との出来事については、発病後のことであり、心理的負荷の評価の対象とはならないものであるが、念のため、当該出来事についても検討すると、次のとおりである。

請求人は、上記聴取書において、要旨、「平成〇年〇月の仕事の中に、請求人のKのバッグに入れておいた自宅マンションの鍵が、入社時にあったのに退社するときに無くなっていることに気が付いた。」としている。

この出来事について、上司であったJは、上記聴取書において、要旨、「平成〇年〇月に、請求人から『自宅マンションの鍵をバッグに入れて、ロッカーに入れておいたが、会社の中で盗まれたから、鍵の交換費用を会社が払ってください。会社が払わないなら、所長個人が払ってください。』というよう

な意味不明な話があった。請求人のロッカーは、請求人の席の真横にあり、請求人が監視できることから、盗まれるはずはない。」と述べており、教育指導部長であったLは、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、要旨、「事務室内のフロアは全員が見渡せるので他人のロッカーを勝手に開けたりすることはできないし、ロッカーの鍵も2本とも個人が管理しているので、盗めるような状況にはない。」と述べている。

以上の会社関係者の申述から、請求人が主張する当該出来事については、その存在そのものが疑われるところであり、また、請求人の主張を裏付ける根拠も見出し難いことから、少なくとも事実を確認することはできないと言わざるを得ず、業務による心理的負荷のあった出来事として、評価の対象とすることはできないものと判断する。

(4) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のオに説示するとおり、請求人には業務による心理的負荷があったとは認められないものであり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。なお、請求人は、本件に係る一件記録について、請求人自身のことを書いたものではないとし、調査を行うよう主張するが、同記録は疑いなく請求人の本件請求に係るものであることを確認し、上記結論となったものであることを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。